

行政組織の新設改廃状況報告書

平成23年10月20日から

平成24年 1 月23日まで

平成24年 1 月

第180回国会（常会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、平成23年10月20日から平成24年1月23日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、政策統括官の職務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立、会社法（平成17年法律第86号）に規定する設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任、取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関する事務並びに同機構に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を追加した。

（平成23年11月28日）

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第360号））

- (2) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の施行に伴い、政策統括官の職務に、同法に規定する復興推進計画の認定、指定金融機関の指定、復興特区支援助利子補給金の支給、復興整備計画の推進、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画に関する事務並びに復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を追加した。

（平成23年12月26日）

（東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号））

2 金融庁

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、検査局の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の検査に関する事務を追加するとともに、監督局の事務の特例として、同機構の組織及び運営一般に関する事務（検査局の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（平成23年11月28日）

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）

II 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、自治行政局の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務を追加した。

(平成23年11月28日)

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令)

2 財務省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、大臣官房の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務を追加した。

(平成23年11月28日)

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令)

3 農林水産省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、大臣官房及び同検査部の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務を追加するとともに、経営局の事務の特例として、同機構の組織及び運営一般に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）を追加した。

(平成23年11月28日)

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令)

4 経済産業省

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴い、別に政令で定める日までの間、中小企業庁事業環境部の事務の特例として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務を追加した。

(平成23年11月28日)

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令)